

かつらぎ町学生支援緊急給付金
(新型コロナウイルス感染症関連)
申請の手引き

令和2年10月1日施行

かつらぎ町新型コロナウイルス感染症対策総合窓口

TEL : 0736-22-0300

1.目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、感染拡大により経済的に困窮する大学生等が「学び」を継続するための学資金として給付金を支給することで、大学生等(※)を支援します。

※ 大学生等とは. . .

学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された大学（短期大学及び大学院を含む）及び高等専門学校(第4学年以上)に在学する学生や専門学校(専修学校の専門課程)に在学する生徒とします。

2.対象者

令和2年10月1日(基準日)にかつらぎ町の住民基本台帳に登録されている大学生等、または基準日にかつらぎ町の住民基本台帳に登録されている保護者等がいる住所地在町外である大学生等で、次のいずれかの要件に該当するものとします。

- (1) 奨学金制度等(※1)を受給している
- (2) 大学生等あるいは大学生等の保護者等が新型コロナウイルス感染拡大の影響により公的支援(※2)を受けている

※1 奨学金制度の例

① 給付型奨学金

地方自治体、大手企業、各種団体及び各学校が設立するもの

② 貸付型奨学金

地方自治体、民間団体及び各種団体が設立するもの
金融機関の教育ローンは対象外

③ 仕事奨学金

新聞社が主催するもの(新聞奨学生)

※2 新型コロナウイルス感染拡大の影響による公的支援の例

① 給付金

学生支援緊急給付金、持続化給付金、事業継続支援金、事業者応援給付金など

② 貸付金

新型コロナウイルス感染症特別貸付、危機対応融資、新型コロナウイルス対策マル経融資、セーフティネット 4 号、5 号、危機関連保証、緊急小口資金など

③ その他

- ・ 新型コロナウイルスの影響を理由に、国税、地方税の納付猶予、固定資産税・都市計画税の軽減措置、後期高齢者医療保険料・介護保険料の徴収猶予、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、電気・ガス料金の支払い猶予など受けている
- ・ 新型コロナウイルスの影響を理由に離職した

3.給付額

大学生等 1 人につき 20 万円(1 回限り)

4.申請期間

令和 2 年 10 月 1 日(木) ～ 令和 3 年 1 月 29 日(金)

※ 受付窓口は、土、日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで

※ 郵送による受付は、令和 3 年 1 月 29 日当日の消印があるものまで

5.申請方法

申請書類は、役場本庁舎 2 階新型コロナウイルス感染症対策総合窓口へ直接提出、あるいは郵送により提出してください。

申請書は役場本庁舎 2 階新型コロナウイルス感染症対策総合窓口に配架、並びに町ホームページからダウンロードができます。

(郵送先)

〒649-7192

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

かつらぎ町役場新型コロナウイルス感染症対策総合窓口

6.提出書類

- (1) かつらぎ町学生支援緊急給付金給付申請書兼請求書(様式第1号) (必須)
- (2) 大学生等であることを証明する書類の写し (必須)
- (3) 奨学金や公的支援を受けていることがわかる書類の写し (必須)
- (4) 振込口座の通帳の写し (必須)
- (5) 代理申請者の本人確認書類の写し (代理申請の場合のみ)
- (6) 大学生等の住所地が町外で保護者等が町内に住所地がある場合、保護者等と大学生等の続柄がわかる書類の写し

なお、提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(問い合わせ先)

〒649-7192

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

かつらぎ町役場新型コロナウイルス感染症対策総合窓口

TEL : 0736-22-0300

FAX : 0736-22-6432

E-mail : katsuragi-taisaku@town.katsuragi.wakayama.jp